

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【目的】 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるため、道では、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き、当該患者の医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【具体的事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・治療研究費の交付・特定疾患医療受給者証、特定疾患患者認定書に関する各種申請の受理、審査及び決定・受給者証・認定書情報の管理
③システムの名称	医療関連業務電算化オンラインシステム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定疾患医療受給者等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第2項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北海道条例第55号）第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第9号・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北海道条例第55号）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 011-204-5258

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	法改正
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法改正
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	(削除)	事後	法改正
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年北海道条例第55号)(改正予定)	事後	法改正
平成29年6月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年北海道条例第55号)(改正予定)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年北海道条例第55号)	事後	条例改正に伴う変更であるため重要な変更には該当しない
平成29年6月23日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域保健課長 澁谷 文代	地域保健課長 竹内 徳男	事後	人事異動による所屬長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域保健課長 竹内 徳男	地域保健課長 及川 忠弘	事後	人事異動による所屬長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	保護評価の実施すべき種類に影響ないため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号～(略)～	・番号法第19条第9号～(略)～	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。 ※過去法改正時に修正漏れていたもの。
令和5年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年5月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない。